

徳島県告示第五百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称

勝浦町

二 事業の種類

国民健康保険勝浦病院改築事業

三 起業地

1 収用の部分 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑及び字竹国地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑及び字竹国地内を起業地とする国民健康保険勝浦病院改築事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業は、法第三十条第二十四号に掲げる地方公共団体が設置する病院に関する事業に該当すると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である勝浦町は、平成二十八年に策定した「国民健康保険勝浦病院改築プラン」を基に平成二十九年に「国民健康保険勝浦病院改築基本構想」、平成三十年に「国民健康保険勝浦病院基本計画」を策定し、令和二年度には一般会計予算により財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業については、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

勝浦町が開院している国民健康保険勝浦病院（以下「勝浦病院」という。）は勝浦郡内の唯一の入院機能を持つ医療機関として郡内の医療を担っているが、人口の減少と高齢化、疾病構造の変化等により、医療形態を「治す医療」から介護と連携し「治し支える医療・介護」に転換することが喫緊の課題となっている。

勝浦町は、このような状況に対処するため、平成二十八年に「国民健康保険勝浦病院改革プラン」を策定し、住民の「かかりつけ医」としての機能及び地域医療構想を踏まえた、地域包括ケアシステムの中心的な機能を有する勝浦病院の整備を図るものとした。

また、現在の勝浦病院は病室の病床面積が狭く、医療ベッドの間隔が不十分であ

り、患者の療養環境及び医療スタッフの診療環境が良好でない。廊下の幅員も医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定以下であり、医療ベッド搬送時には車椅子等と円滑に対向できず、建築設備（給排水、空調設備等）は老朽化し、応急的に補修して使用を継続しているが、屋上等からの雨漏りもあり、診療等の業務に支障を来している。診察室及び病棟における看護の動線も長く、患者に移動の負担をかけている状況であり、これらの問題を解消することが急務となっている。

更に、現在の飛行場外離着陸場は駐車場と兼用となっており、使用時には車両の移動が必要となり、緊急時の搬送に支障があるため、早期の対応が必要である。

起業者は、このような状況に対処するため、病院の施設整備の方向性を検討し、本件事業を実施することとした。

本件事業の実施により、病院施設が新しくなり施設の老朽化による弊害が改善されるとともに、幅広い患者に対応できるように診療室、病室、リハビリ等の施設が集約され、病室や廊下の面積も広くなり、療養環境や看護動線が著しく改善され、病床面積増加により入院費の療養環境加算の算定が見込まれ病院の収支向上も期待される。

また、勝浦病院周辺の「医療と福祉ゾーン」において本件事業と介護施設であるデイケアコスモス等の整備とを一体的に実施することで、医療と介護及び福祉との連携が強化され、在宅医療に関する退院支援、急性期の対応、看取り等の機能も改善され、訪問看護及び訪問リハビリテーションのサービスも充実し、勝浦町の目指す地域包括ケアシステムの構築に寄与することが期待される。

更に、専用の飛行場外離着陸場が整備されることで、緊急時の円滑な搬送が可能となる。

本件事業の完成により、勝浦町が掲げる地域包括ケアシステムの構築の中核施設が整備され、医療、介護等の充実に寄与することが見込まれ、緊急時のドクターへの活用も可能となることから、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制値を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

よって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドデータブックにおいて、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性等を条件として選定した三つの候補地について比較検討が行われており、工事が容易であること、既存施設との相乗効果が見込まれること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業については、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、勝浦町は、人口の減少と高齢化、疾病構造の変化等により、医療形態を「治す医療」から介護と連携し「治し支える医療・介護」に転換することが喫緊の課題となっており、緊急時に使用する専用の飛行場外離着陸場整備も求められていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積である。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

国民健康保険勝浦病院事務局